

# 企画競争説明書

業務名称：マリ国コミュニティ協働による子どもの学習の  
質改善プロジェクト

調達管理番号：22a00961

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年4月5日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年4月5日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：マリ国コミュニティ協働による子どもの学習の質改善プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年6月 ～ 2026年4月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限  
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。  
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
  - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

### 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Tashiro.Junko@jica.go.jp](mailto:Tashiro.Junko@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 4月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 4月 12日 12時
3	質問への回答	2023年 4月 17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 4月 21日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 5月 9日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内（連絡先：e-propo@jica.go.jp）

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作

成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### （2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザルに必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「マリ国コミュニティ協働による子どもの学習の質改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

マリ共和国（以下、「マリ」という。）は、2010年頃までは9年間で貧困率を13%削減するなど順調に開発を進めていたが、2012年のクーデター前後以来、教育水準はすべての課程で低下し、平均就学年数は僅か2.4年と報告されており（世界銀行. Public Expenditure Review, 2017年）、基礎教育の改善が急務である。

総就学率は77%（マリ政府. 教育セクター分析（以下、「RESEN」という。）、2017年）と依然低く、西アフリカ諸国経済共同体（以下、「ECOWAS」という。）の平均値97%に遠く及ばない。2020年に世界銀行により発表された人的資本指数（Human Capital Index：以下、「HCI」という。）においては、最下5位に位置し、初等教育2年生の約半数が本来習得すべき読み書き・算数の学力を有していないとの結果が出ている（仏語圏教育大臣会議. 教育システム分析プログラム（以下、「PASEC」という。）、2011/12年）。3分の1以上の生徒は特に算数の問題解決・抽象的思考に課題があり、5年生修了生徒の半数が低学年算数の基礎能力が足りていない。2015年の国家試験の結果によると、おおよそ8割の子どもは基礎学力を習得せずに基礎教育を修了しており、留年率の増加と学習環境の悪化からも見て取れる通り、学力の低下が顕著な課題である（仏語圏教育大臣会議、2014年）。なお、同RESENによると女子の就学率は男子より初等教育課程で10%低く、要因として学校への距離等の物理的要因に加えて保護者の意識が指摘されている。また、マリを含むサヘル諸国の治安は悪化の一途を辿っており、若者は教育機会を奪われ、さらに困窮化する状況に陥っている。難民・国内避難民（IDP）は増加し続け、ホストコミュニティの負担も増えて不満が高まり、コミュニティ間の社会的結束が阻害される状況を生み出している。加えて、紛争影響地域の地方自治体は、増大する住民のニーズや課題に対処できず、住民の不満を増大させ、地域の安定を損なう可能性もある。

このような状況を踏まえ、マリ政府は、開発計画大綱と位置付けられている「経済再生及び持続的開発のための戦略的枠組み（2019-2023）」（以下、「CREDD」という。）において「人的資本開発」を5つの戦略軸の1つに掲げ、特に教育分野では、二期にわたる「教育開発10ヵ年プログラム（以下、2000-2010版を「PRODEC1」、2019-2028版を「PRODEC2」という。）」のもと、改善に取り組んでいる。PRODEC1では、2008年に国民教育省内に地方分権化・分散化支援室（以下、CAD/DE）を設立し、全ての学校への学校運営委員会（以下、CGS）設置を義務付けた。PRODEC2では内部効率の改善を5つの軸の1つに掲げ、基礎学力の向上や学習時間の確保を目指している。とりわけ、機能するCGSによる日々の学校活動モニタリングをはじめとした地方自治体と地方分散化行政組織の強化による学びの質の改善を戦略の1つに位置付けている。

我が国は、2015年9月に教育分野の国際目標「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」（SDG4）の目標設定と合わせて「平和と成長のための学びの戦略」を発表し、「包括的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力」を重点的な取り組みのひとつとした。JICAは、グローバル・アジェンダ（教育）において、重点的取り組み（クラスター）の一つとして「コミュニティ協働型教育改善」を設定し、学校とコミュニティの協働による子どもの学習及びその環境の改善に取り組むこととしている。また本事業は、JICAによるTICAD8の協力重点課題「サヘルの平和と安定」のうち「レジリエンス／人間開発」に位置づけられる。

マリに対しては、対マリ国別開発方針において「基礎社会サービスへのアクセス改善」を中目標に掲げ、JICAはCREDDの優先分野でもある教育分野を中心に、若年層の雇用を含む人々のレジリエンス強化を支援する方針としている。具体的には、「学校運営委員会支援プロジェクト（以下、「PACGS」という。）」（2008～2011）を通じて「機能するCGSモデル<sup>1</sup>」を開発し、1,460校のCGS機能強化を実現した。続く「学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2（以下、「PACGS2」という。）」は2011年から開始され、国内情勢の不安定化による7年間の中断と新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けながらも2022年12月まで実施された。各行政機関の能力強化によるCGSのモニタリング体制整備、コミュニティ協働による課外補習活動の推進を中心とする「学習の質改善モデル<sup>2</sup>（以下、「PMAQ」という。）」の構築・導入を通じ、対象地域の子ども算数学力の向上に貢献した。

以上の背景を受け、マリ政府は、子どもの算数学習改善に係る技術協力を我が国に要請した。本事業は、先行事業で整備したCGSモニタリング体制の改善と、

---

<sup>1</sup> 学校運営委員会を活性化するための「民主的選挙」、「参加型学校運営手法」、「持続可能なモニタリングシステム」から構成され、コミュニティと学校の情報共有を促進し、コミュニティのニーズを反映した学校改善を推進する。

<sup>2</sup> CGSによる課外補習の促進、学習支援を担うコミュニティ・ファシリテーター研修、効果的な学習教材のパッケージによる学びの改善、さらには学校運営委員会の決議事項として、コミュニティ・ファシリテーターによる算数補習学習の実施等を行う。



CGSによるPMAQ活動の持続的展開を支援し、マリ政府による本モデルを通じた質の高い基礎教育の提供基盤を整備するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### 1. 名称

コミュニティ協働による子どもの学習の質改善プロジェクト

(英) Project for Improving Quality of Learning of Children through Community-Wide Collaboration

(仏) Projet d'Amélioration de la Qualité de l'Apprentissage des Enfants avec la Collaboration de la Communauté Educative

#### 2. 上位目標

コミュニティ協働によるPMAQアプローチを通じた学びの改善が定着する

#### 3. プロジェクト目標

コミュニティ協働によるPMAQアプローチを通じた学びの改善が持続的に実施される

#### 4. 期待される成果

##### 【成果1】

中央・地方分権化・分散化機関の異なるアクター<sup>3</sup>が、学校運営委員会を持続的・効果的にモニタリング・支援する。

##### 【成果2】

学校運営委員会による持続的な学習の質改善活動のためのツールが整備される。

#### 5. 活動

【成果1（中央・地方分権化・分散化機関の異なるアクターが、学校運営委員会を持続的・効果的にモニタリング・支援する。）に係る活動】

1-1. CGSの成果、モニタリング及び支援体制の機能状況に係る調査・分析を行う。

---

<sup>3</sup> マリ教育省地方分権化・分散化支援室、州教育事務所(AE)、県教育事務所(CAP)、コミュン（地方自治体）、学校運営委員会連合(RCGS)

- 1-2. 改善版 CGS モニタリング・支援モデル（オンラインや視聴覚教材等を検討）を構築する。
- 1-3. 改善版 CGS モニタリング・支援モデルの実施に係る AE・CAP の技術的支援を行う。
- 1-4. 各 CGS による PMAQ 活動の計画・実施をモニタリング・支援する。
- 1-5. 改善版 CGS モニタリング・支援体制の機能状況に係るエンドライン調査を実施する。
- 1-6. プロジェクトの成果共有会を実施する。

【成果 2（学校運営委員会による持続的な学習の質改善活動のためのツールが整備される。）に係る活動】

- 2-1. PMAQ 算数学習ツール（仏・国語）を作成する。
- 2-2. PMAQ 算数学習ツールの視聴覚ガイド（仏・国語）を作成する。
- 2-3. PMAQ 算数学習ツールの視聴覚ガイドを利用した講師研修（CT・CAP・AE 対象）と CGS 研修を実施する。
- 2-4. 作成したツールを利用した PMAQ 活動の実施をモニタリング・支援する。
- 2-5. PMAQ 算数学習ツール（仏・国語）の正式承認を得る。

## 6. 実施期間

2023 年 6 月～2026 年 2 月

## 7. 対象地域

ファナ CAP、ジョイラ CAP、ノソング CAP、マッシギ CAP<sup>4</sup>、及びバマコ特別区内の CAP

## 8. 実施体制

本事業の活動全体を国民教育省管轄の地方分権化・分散化支援室が担当し、州・県視学官事務所と連携して事業を実施する。なお、バマコ特別区は外務省危険情報レベル 3、バマコ特別区外はレベル 4 に該当し、JICA 安全対策措置において、邦人及び第三人材によるマリへの業務渡航は全土禁止である。また、バマコ特別区在住のローカル人材の同特別区における業務従事は可能だが、地方部への業務渡航は禁止としている。本案件の実施にあたっては、現地再委託を活用する想定だが、同国の治安情勢、特にバマコ近郊も含めて情勢は極めて

---

<sup>4</sup> ファナCAP、ジョイラCAP、ノソングCAP、マッシギCAPはすべてクリコロ州に位置する。

流動的且つ悪化傾向にあることから、ローカル人材が地方部へ渡航できないことも念頭におき、安全への配慮を最優先し事業を実施する。そのため、実施機関及び現地再委託人材が第三国へ定期的に渡航し、日本人専門家との共同業務を実施する。また他援助機関との連携も想定。関係官庁・機関の詳細は、配布資料「討議議事録(R/D) Annex5」を参照すること。

#### 第4条 業務の目的

マリ国「コミュニティ協働による子どもの学習の質改善プロジェクト」に関し、当該事業に係るR/D(Record of Discussion)に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

JICAが先方実施機関と合意したR/D等に基づいて実施されるプロジェクトに関し、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針および留意事項」を踏まえた上で、「第7条 業務の内容」に記載する業務を実施する。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### 1. 機能する学校運営委員会(CGS)モデル

「学校運営委員会支援プロジェクト(以下、「PACGS1」)」で開発した「機能するCGSモデル」の全国普及は、他国際機関の支援を得ながら先方実施機関が主体となって進めるものであり、本プロジェクトでは、CGSのモニタリング・支援モデルを通じ、先方実施機関による普及計画の策定や研修実施、進捗管理や予算確保等の技術的支援を図る。

##### 2. フォーラム・アプローチを活用したコミュニオンCAP連絡協議会(CC-JICA)

JICAでは、コミュニティ協働型学校運営改善に取り組むアフリカ各地の事業(みんなの学校)において、コミュニティの教育開発に関わるすべての関係者がフォーラム(討議会)を通じて同コミュニティの教育機会や質、ガバナンスの問題を分析し、その具体的解決策を導き出し、行動変容に繋げる「フォーラム・アプローチ」を開発・導入している。

マリでは、各CAP(県教育事務所)における協議枠組みが「コミュニオンCAP連絡協議会(CC-JICA)」として初等教育の地方分権化政策のもとで予算化されているため、PACGS2を通じてフォーラム・アプローチを活用する形でモデル化した。具体的には、CGSのモニタリング・支援のため、行政官による巡回に加え、2019/20学年度及び2020/21学年度を通じてフォーラム・アプローチによるCGS決議実行状況モニタリングを行い、2022年8月には実施マニュアルが先方実施機関により正式承認されている。

他方、マリの教育行政で予算化されている枠組み内で同活動を各 CAP が自主的に開催するためには、実施に係る費用のコストダウンが必至である。本プロジェクトでは、CGS 及び PMAQ 活動の持続的実施のため、「フォーラム・アプローチを活用した CC-JICA モデル」の費用的・人的負担の軽量化を図る<sup>5</sup>。

なお、PACGS2 における CC-JICA の開催規模や実績、開催準備に係る詳細については、「マリ国学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ 2 業務完了報告書」を参照すること。

### 3. 学習の質改善モデル (PMAQ)

JICA のニジェールみんなの学校プロジェクトでは、途上国における学習の危機に対する有効な対策として「学習の質改善のためのミニマムパッケージ (学習の質改善モデル: PMAQ)」を試行し、子どもの学習改善効果が示されている。同モデルは、CGS による課外補習の促進と、学習支援を担うコミュニティファシリテーター研修、また効果的な学習教材を以て「能動的な学習時間」「効果的な学習教材と環境」「学習支援の質」の子どもの学びの 3 要素を充足させるアプローチである。加えて、住民集会におけるテスト結果の共有・問題分析や解決策の検討、活動計画の作成・実施・レビューといった CGS 主導のプロセスにより、本モデルの継続的・効果的な実施を支える仕組みとなっている。

PACGS2 では、2020/21 学年度 (コロナ禍の影響により 2021 年 1 月～8 月) に 12 校のパイロット校 (バマコ特別区内の 4 校とノソング CAP 内の 8 校) における試行活動を経て PMAQ モデルが確立され、2021/22 学年度にコミュニケーション CAP 連絡協議会を通じて対象 3CAP 内の 380 校 (2・3 年生 2.9 万人) へ普及された。本モデルで使用する算数ドリルは、他国案件にて作成された教材をもとに 2 回のワークショップを経て、初等 1～4 年生を対象とした「数と計算」領域分が作成された。

試行活動はコロナ禍の臨時休校等の影響で断続的に実施され、プレテストの対象児童がポストテスト実施時には 1 学年進級しているなど、正確な学習時間や成果を測ることに困難が生じたが、両テストへ参加した子どもの学力を介入前後で比較することで効果検証を実施した。結果として、ポストテストで 50% 以上正答した子どもの割合は、コントロール校 (非介入校) に比してパイロット校 12 校で 8%・セミパイロット校<sup>6</sup> 6 校で 5% 高い結果となり、子どもが能動的に学習に取り組むことができる書き込み式ドリルの有用性が示された。他方、本算数ドリルは子どもが使用することを想定した構成の

<sup>5</sup> 現時点で軽量化策や計画が考えられる場合は、具体的内容をプロポーザルにて提案すること。

<sup>6</sup> パイロット校: 研修・ドリル配布からモニタリングまで現地再委託人材により直接実施。セミパイロット校: 研修・ドリル配布はパイロット校と同様の介入を行ったがモニタリングはノソング CAP による通常業務の範囲内で対応。

ため、毎年対象児童に対してドリルを提供する必要があるため、継続的な実施が大きな課題となっている。

以上の結果から、本プロジェクトにおいては、PACGS2 で導入された PMAQ モデルをより自立発展的に実施できるよう、成果 1・2 を通じてモデルの改善を図る<sup>7</sup>。

#### 4. 安全対策措置

マリ国の外務省危険情報は、バマコ特別区はレベル 3、バマコ特別区外はレベル 4 に該当し、JICA 安全対策措置において、邦人及び第三人材によるマリへの業務渡航は全土で禁止されている。また、ローカル人材に関しても地方部への業務渡航は禁止としている。

そのため、本プロジェクトの実施にあたっては、邦人専門家が本邦または第三国から遠隔で C/P を支援し、業務再委託人材がバマコ特別区内で同様に C/P を支援する。また、C/P 及び現地再委託人材と日本人専門家が同時に隣国かつ管轄 JICA 事務所が所在するセネガルへ定期的に渡航することで共同業務を実施することを想定する。

バマコ特別区内における現地再委託人材による活動に関しては、予め業務計画をセネガル事務所に届け出ること。また、セネガルへの渡航に際しては、セネガル安全対策措置に準ずること。なお、セネガル以外の第三国（コミュニティ協働型アプローチを実施する他国等）への渡航を検討する際には、速やかにその目的を含め JICA との協議を行う。

#### 5. 国際機関連携

本プロジェクトでは安全対策措置により面的拡大が困難なことから、他機関連携を積極的に検討する。先行する PACGS2 の当初計画では、他機関との連携を通じて全国に機能する CGS モデルを普及する想定であったが、その後の治安悪化に伴う案件中断により断念している（PACGS2 再開時には活動内容・範囲を大幅に縮小）。その中断期間中、UNICEF が 550 校、世界銀行が 1,200 校、EU が 1,130 校へ、PACGS1 を通じて開発された「機能する CGS モデル」をそれぞれの活動により普及した。

2022 年 5-6 月の詳細計画策定調査時点では、世界銀行、USAID、UNICEF、EU と面談を行い、いずれも特に PMAQ に関して高い関心が示された。中でも USAID の SIRA プロジェクトでは母語教育支援の目的で国語ドリルが開発され、PACGS2 の現地再委託先でもあった NGO 団体 OMAES が一部の活動を実施しているが、今後は正規授業における算数支援を開始する予定であり、

---

<sup>7</sup> 現時点で改善策や計画が考えられる場合は、具体的内容をプロポーザルにて提案すること。

PACGS2 における PMAQ 補修活動の成果やドリルの内容に関心が示されている。

また、過去に連携実績がある UNICEF とは現在具体的に連携案件形成の見通しが立ちつつあり、2023 年度内の開始を目指し連携案件を立ち上げるべく、UNICEF と JICA で準備を進めている。本プロジェクトにおいては、当該案件の進捗や内容に留意しつつ活動計画を検討・作成する。なお案件の具体的な内容は適時 JICA から内容を提供する見込みである。

## 6. 平和構築アプローチ

本プロジェクトでは、活動を通じ、マリ国内の平和構築に貢献できるよう留意する。なお現時点では、PDM 活動を通じてアプローチ可能な例として下記(1)～(3)をはじめとした取組が考えられるが、他にも活動の可能性が考えられる場合には適宜 JICA と協議を行うこと。また、2023 年 3 月時点では類似の取組をサヘル地域内において試行的に実施しつつあるため、本プロジェクトにおいてはサヘル地域内で有効性と普及可能性が見込まれる優良事例を応用しアプローチの強化を行う<sup>8</sup>。

### (1) 紛争影響地域における CGS・PMAQ 活動の実施

PACGS2 実施中の 2022 年より治安悪化に伴い実施されつつあったように、引き続きファナ CAP・ジョイラ CAP・ノソンググ CAP・マッシギ CAP（紛争影響地域）を対象に、直接的な介入を伴わない形での支援を実施する（なおバマコ特別区内に関しても邦人専門家による直接支援は不可であるが、現地再委託人材に限っては直接介入が可能）。特にサヘル地域ではマリと同様に渡航が困難な地域が多く存在するため、本プロジェクトを通じた遠隔支援モデルの確立は、紛争影響地域における効果的な技術支援の新たな手法として展開可能性も見据え、高い付加価値が期待される。

### (2) IDP ホストコミュニティを含めた CGS・PMAQ 活動の実施

マリ国内では、特に北部の治安悪化に伴い、南部における国内避難民の増加が課題になりつつある。この影響による教室数不足等は C/P からセネガル事務所に対して報告されており、支援ニーズも高いことが伺える。本プロジェクトの対象地域の状況に関しては、ベースライン調査において調査の上、必要に応じて支援を実施するが、具体的には、対象地域における CGS・PMAQ 活動において IDP の参加を引き出すことで、IDP も含めたコミュニティの課題解決を促進することが想定される。

### (3) IDP 及びホストコミュニティ間の信頼関係醸成

---

<sup>8</sup> 記載の(1)～(3)の他に有用な平和構築アプローチ案が考えられる場合、或いは(1)～(3)の具体的な活動計画が考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

上記(2)と同様の背景から、IDP とホストコミュニティ間における信頼関係の醸成の必要性も高まりつつある。については、フォーラム・CGS を通じて信頼関係の醸成に寄与する活動を計画・実施したり、IDP とホストコミュニティの双方が協働してPMAQ 等の活動を実施したりする等、平和構築に資するアプローチを積極的に検討する。

## 7. ICT 活用

渡航制限による遠隔支援の前提、及びマリ国内も含めた昨今のスマートフォンやインターネットの普及状況に鑑み、本プロジェクトでは ICT の活用を積極的に検討する。現時点の具体的な想定は下記(1)～(2)の通り<sup>9</sup>。なお、PACGS2 では既にモバイルWiFi ルーターやWeb会議用のスピーカー・カメラ、ノートパソコン等が供与されているため、これら既存機器の活用を想定する。

### (1) 遠隔モニタリングにおける ICT 活用

マリ国内では、前述の通り、邦人専門家・現地再委託人材・C/P 及び CGS 実施までの各アクターが遠隔で協働しなければならない。PACGS2 では、CAD/DE と対象 CAP 間の報告・連絡・相談において WhatsApp 等の SNS を活用する体制が構築されており、また Google Form による CGS モニタリングが試行されている。本プロジェクトにおいても引き続きオンラインツールによるモニタリングを推進しつつ、他機関連携も含めた全国普及に際する応用可能性も鑑みて更に応用していく。

### (2) 研修における ICT や視聴覚教材の活用

本プロジェクトに係る研修はすべて、関係者バマコ特別区内に呼び寄せて C/P 及び現地再委託人材が実施するか、或いは地方部においてマリ国内関係者自身がカスケード式に実施するか、いずれかで構成される。そのため、特に後者にあたっては、再現性・均質性の観点から、視聴覚教材の活用効果が期待される。さらに、PACGS2 で指摘された PMAQ ファシリテーターの人材不足に対しては課題解決ツールともなり得ること、また全国普及に際しても迅速で有効なツールとなり得ることから、マリ国内で展開可能な範囲においては積極的に活用すること。

## 8. EPSON 連携

現在 JICA は EPSON と包括連携協定を締結しており、本プロジェクトにおいても EPSON によるプロジェクターの貸与が検討されている。現時点では、CAP 行政官による CGS モニタリング時のプロジェクター携行による技術的助

---

<sup>9</sup> 更なる活用案が考えられる場合には、プロポーザルにて提案すること。

言の質向上を想定しているが、プロジェクト開始時に JICA 及び EPSON 社との協議を通じて方針を確定する<sup>10</sup>。

貸与を想定する EPSON のソリューション（主にプロジェクター）は、以下の特徴を有する。

1) 持ち運びに便利なコンパクトボディで、1,000lm の明るさと高音質大音量を両立

2) zoom 機能を内蔵し、外付け PC デバイス接続不要で USB 型 Web カメラ接続のみで遠隔会議が可能

3) 外付けポータブルバッテリー駆動に対応しており、無電化でも活用可能  
なお、EPSON 連携に係る条件は下記の通り。

- 貸与プロジェクターは EPSON 製
- 台数は EPSON 担当者との相談に応じて確定
- 貸与期間は 1～2 年程度とし、貸与期間終了後は相談に応じて譲渡が想定される
- 適切な管理体制のもとで生じた紛失・盗難・故障に関しては、基本的に EPSON 社が修理・交換に対応する
- プロジェクト実施者に期待されることは、①適切な機材管理、及び②機材の活用状況に関するフィードバック

## 9. プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化等が活動の進捗に影響することから、状況に応じて計画を柔軟に修正・変更していくことも必要となる。この趣旨を踏まえ、業務従事者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について適宜 JICA 本部に提言を行うことが求められる。JICA 本部は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な措置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を講じる。

## 10. その他の留意事項

### (1) 合同調整委員会（CPN）及び実行チーム中央部会（ET-R）の開催

プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のため、CPN は少なくとも半年に 1 回程度開催し、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定を行う。また、CPN では、プロジェクトの進捗や懸念事項、成

---

<sup>10</sup> 本プロジェクターの活用方法につきプロポーザルにて提案すること。また、プロポーザル作成に際し EPSON 社との面談を希望する際には、質問として問い合わせてください。



果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。なお、CPN のアジェンダや発表資料内容については JICA と事前に協議すること。CPN の位置付け及び参加者については、R/D の Annex 文書を参照すること。

また、本プロジェクトの進捗や懸念事項に係る CAD/DE 長への報告・連絡のために、ET-R を適宜開催する。

## (2) 他協力プログラムとの連携

### 【留学制度を活用した研修コース「子どもの学びの改善」】

マリ国側の中核的専門人材育成のため、先方実施機関より長期留学生を本邦に派遣している。特に帰国後の留学生については積極的に本プロジェクトに関連した活用を検討するとともに、新規留学生の選考に際しては教育セクターの効果的な人材育成のための助言や協力が期待される。

### 【プロジェクト研究／情報収集・確認調査】

本プロジェクトに関連し、JICA がコミュニティ協働型学校運営改善に関するプロジェクト研究や情報収集・確認調査を実施する場合には、情報提供・面談等に協力し、また適宜研究・調査結果について確認の上、本プロジェクトへの活用を検討すること。

### 【ガバナンス・平和構築事業】

マリ国では教育事業の他に平和構築事業「マリ国地方行政強化アドバイザー」を派遣している。特に、本プロジェクトが地方分権化・分散化機関の異なるアクターを対象とする上で、行政による住民への公共サービス強化やマリの平和と安定に寄与する地方行政体制構築への貢献も期待されることから、国土管理・地方分権化省に派遣されている本アドバイザーとの連携を行う<sup>11</sup>。

### 【国際機関連携事業】

前述「5. 国際機関連携」の通り。

## (3) ジェンダー平等の推進

---

<sup>11</sup> 現時点で具体的な連携活動が考えられる場合には、プロポーザルにて提案すること。

本プロジェクトの実施にあたっては、教育におけるジェンダー平等推進に資する活動とすることに留意すること。そのため、活動の計画・実施に先立ち、ジェンダー平等に関する情報の収集・分析を行った上で、ジェンダー課題やニーズの特定を行い、活動に反映させること。なお、JICA がジェンダーに関する情報収集調査・確認調査を実施する場合には、情報提供・面談等に協力し、また適宜研究・調査結果について確認の上、本プロジェクトへの活用を検討すること。

具体的には、本プロジェクトの活動上は次の点に留意すること。

- ベースライン・エンドライン調査を含む何らかの調査・分析を行う際には、男女差が無いとの前提に立たず、必ず男女別のデータ収集と分析を行い、その結果を活動に反映させること。
- データ収集・分析の結果、男女間で異なるニーズや課題が明らかになった場合には、これに対応する活動を協議・計画すること。
- 本プロジェクトにおいて実施する研修や作成・使用する教材等について、ジェンダー視点に立った（ジェンダーレスポンスな）内容とすること。また、固定的な性役割分担の考えを是正する内容とすること。

#### (4) 広報活動

本業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容及びその成果をマリ及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえるよう、本プロジェクトの活動や成果を可視化し、効果的な広報に努めること。広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中、適宜 JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）に対し提案すること。また、本プロジェクトに関する既存のウェブサイトや、JICA が開設する技術協力ウェブサイトのコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。また、各種セミナーや国際会議等で本事業の成果発表を勧奨する（JICA が発表を依頼する場合もある）<sup>12</sup>。

#### (5) 日本国内及び現地における会議

業務従事者は、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）及び JICA セネガル事務所との月例報告会を実施するほか、本業務に関連した会議に適宜出席し、会議資料及び議事録を作成・提出する。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚教材等の活用を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。また、業務上の C/P との協議について

---

<sup>12</sup> 現時点で想定される広報活動については、プロポーザルにて提案し、見積については別見積に含めること。

も適宜メモランダムを取り交わす等、合意事項を必ず文書で確認することとする。

#### (6) モニタリング調査に対する協力

業務従事者は、プロジェクト開始時に R/D 署名時に合意した PDM(Project Design Matrix)、PO(Plan of Operation)に基づき現状を確認した上で、変更する必要があると思われる場合には、JICA 本部(人間開発部基礎教育第二チーム)に報告し、JICA 本部から提供されるフォーマットに基づき、Monitoring Sheet (Ver. 0)を作成すること(変更の必要が無い場合はその旨を JICA 本部に報告し、後述「報告書等」に記載の通り Monitoring Sheet を提出する)。

JICA は、プロジェクト期間中、6 カ月に一度の定期モニタリングを予定している。本モニタリングに際して、業務従事者は関連する資料等を整理・提供し、C/P と共同で Monitoring Sheet を作成し、JICA セネガル事務所に提出すること。また、JICA 本部からの運営指導調査等の現地調査が実施される場合には、必要な便宜供与を行う。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症対策措置

新型コロナウイルス感染症拡大状況化にプロジェクト活動の一環として研修や会合等を実施する際は、特に感染症対策を講じること。

#### (8) 他国との経験共有

これまで JICA は、仏語圏アフリカを中心にコミュニティ協働型学校運営改善プロジェクトを実施する中で、各国での取り組み事例の共有や新たな価値創造を目的とした経験共有セミナーを実施してきた。本プロジェクトの成果につき、本セミナーによって形成されたネットワークを通じて、他国への共有に協力すること(グローバルな学び合いを促進)<sup>13</sup>。

## 第7条 業務の内容

### 【全体に係る業務】

#### 1. ワークプランの作成

事前に入手可能な資料・情報(同国の先行実施案件や他国の類似案件を含む)を整理し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方

---

<sup>13</sup> 現時点で効果的な経験共有に関するアイデアがある場合には、同内容をプロポーザルにて提案すること。

針・方法（技術移転の手法、援助協調への取組方法、実態（ベースライン）の把握方法と調査項目案等を含む）、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA 本部（人間開発部）の承認を得た上で、ワークプランとして取りまとめる。

（想定されるマリ国内関係者のセネガル渡航頻度<sup>14</sup>）

渡航回数： 8 回程度

渡航最大人数/回： 約 16 名

渡航日数： 6 日間程度

## 2. ワークプランの協議・共有

ワークプランについて C/P と共有・協議し、マリ側と協調しながら最終化を図る。協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、プロジェクト開始後速やかに CPN (JCC) を開催し、CPN (JCC) メンバーへの同プラン内容を含む JICA 支援概要を説明すること。現地でのワークプランの協議・共有を通して、マリ側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的な実施体制を確定させることとする。

また、プロジェクト終了時には、CPN (JCC) の機会等を利用して、教育セクター等関係者に対して成果を報告することとし、プロジェクト終了後の持続性についても関係者と十分に議論する。

## 3. 他援助機関等とのワークプランの共有

教育セクターの開発パートナーを対象に、既存のドナー会合等の機会を活用しつつ、C/P と共同で、ワークプランに基づき JICA 支援概要を説明し意見交換を行い、PRODEC II に沿った教育開発の推進に向けた関係者間の共通認識を醸成する。

特に PMAQ に関しては詳細計画策定調査時に複数の開発パートナーから関心が示されている。他機関との連携による成果拡大の機会があれば、速やかに JICA と協議を行うこと。

## 4. 実施体制の整備

配布資料：討議議事録 (R/D) の記載事項を前提に、本プロジェクトの実施体制の確認のため、C/P とともに関係者の職務と役割分担を検討し、関係者間で明確にして文書として取りまとめる。なお、教育省により定められている既存の枠組みを可能な限り活用することとし、枠組みを越える職務・役

---

<sup>14</sup> 現時点でより良い渡航計画が想定できれば、プロポーザルにて提案すること。

割分担については、JCC で周知するとともに、教育省から必要な通達等が発出されるよう支援する。

5. プロジェクト業務完了報告書の作成・協議

プロジェクト終了に際してはプロジェクト業務完了報告書を作成・協議し、プロジェクト内外の関係者に対して、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップ、プロジェクト最終報告会を開催し共有すること。

6. プロジェクト終了に向けたマニュアルや機材の引き渡し

プロジェクト終了に際し、プロジェクト期間中に作成した教材や機材をマリ側へ確実に引き渡す。著作権については、教材作成時に引用箇所や写真等著作権・使用許諾等に問題がないことを確認し、プロジェクト終了後も C/P が活用方法を含むマニュアル管理を遂行できる体制を整備した上で、引き渡しを行う。なお、プロジェクト終了時点で次期フェーズが計画されている場合には、JICA 本部及びセネガル事務所と協議の上、対応すること。

【成果 1（中央・地方分権化・分散化機関の異なるアクターが、学校運営委員会を持続的・効果的にモニタリング・支援する。）及び成果 2（学校運営委員会による持続的な学習の質改善活動のためのツールが整備される。）に係る業務】

7. CGS の成果、モニタリング及び支援体制の機能状況に係る調査・分析を行う（活動 1-1）

PACGS2 で実施した、学校運営委員会、フォーラム・アプローチを活用したコミュン CAP 連絡協議会（CC-JICA）による CGS モニタリングや集合型モニタリング<sup>15</sup>に関し、C/P による支援体制も含め、機能状況の調査を行う。加えて、各 CGS による PMAQ 活動の計画・実施状況、及びそのモニタリングの機能状況についても調査・分析を行う。

なお、対象校生徒の算数学力、及び対象地域の国内避難民（IDP）人口も調査項目に含めること。入手かつ分析可能であれば既存テストの結果を活用することが望ましいが、テスト結果の有無やその範囲・外部要因等の関連から独自でテストを実施する必要がある場合には、その見積も含めて提案すること。なお、調査対象は PACGS2 で介入した 373 校より各 5 校程度ずつ、及び非介入地区であったファナ・ジョイラ・マッシギ CAP より同数程度ずつとするが、より良い調査があれば適宜提案すること。

加えて、活動 1-2 を見越し、対象地域のオンライン接続環境（電化率やインターネット通信速度）についても調査対象とする。

---

<sup>15</sup> 学校運営委員会の持続的機能性を担保するため、近隣の学校運営委員会をグループ化した学校運営委員会連合の会合を開催し、各学校運営委員会の活動実施状況や課題を報告・共有することで、行政官によるモニタリングを補完するアプローチ。

調査結果についてはベースライン調査として取りまとめ、モニタリングシートに結果を記載すること。前述のジェンダー視点等の留意事項を踏まえた調査を計画するとともに、介入効果を比較するための対象群の設定を含め、介入効果を可能な限り客観的に確認するための調査枠組みを設定すること<sup>16</sup>。

#### 8. 各 CGS による PMAQ 活動の計画・実施をモニタリング・支援する（活動 1-4）

PACGS2 では前述の通り、コミュニケーション CAP 連絡協議会を通じた PMAQ 活動を展開した。本プロジェクトでは、活動 1-1 の調査結果に応じて活動内容や展開方法を更に工夫・改善しつつ、各 AE・CAP による改善版 CGS モニタリング・支援モデルの実践、及び各 CGS における PMAQ 年間活動計画策定、活動実施及び年間活動報告作成に対し、主に CAP 行政官による定期モニタリングとフォーラム・アプローチを通じて支援する。2023/24 学年度を通じて明らかになった課題や問題点は活動 1-2 を通じて改善し、2024/25 学年度には可能な限り C/P がマリ教育行政内の枠組みで自立的に実施できるよう整備すること。

#### 9. 改善版 CGS モニタリング・支援体制の機能状況に係るエンドライン調査を実施する（活動 1-5）

活動 1-1 でベースライン調査を実施した対象校を対象にエンドライン調査を実施する。調査結果について分析を行い、プロジェクト成果としてプロジェクト業務完了報告書にて取りまとめて提出すること。

#### 10. プロジェクトの成果共有会を実施する（活動 1-6）

本プロジェクト期間の終盤に経験共有ワークショップを開催し、教育省関係者や他援助機関関係者を招いて、プロジェクトによる CGS の持続的実施及び子どもの学習の質改善に係る活動の検証結果等に基づいた成果を共有する。

（想定される成果共有会開催規模）

日数： 1 日

人数： 100 名～150 名

参加者： 教育省中央関係機関代表者、バマコ周辺及び南部地域の AE 局長・CGS 担当官・CAP 局長、プロジェクト対象地域の CAP 局長及びフォーカルポイント、中央技術部会メンバー（現地再委託先を含む）、日本人専門家（PACGS2 同様、本プロジェクトにおいても臨席を促せると望ましい）

---

<sup>16</sup> サンプル数及び調査対象校については調査内容と共に適切な数量・属性をプロポーザルにて提案すること。

【成果1（中央・地方分権化・分散化機関の異なるアクターが、学校運営委員会を持続的・効果的にモニタリング・支援する。）に係る業務】

11. 改善版 CGS モニタリング・支援モデル（オンラインや視聴覚教材等を検討）を構築する（活動1-2）

活動1-1で実施した調査分析結果に基づき、従来のCGSモニタリング・支援モデルを、マリ国内の教育行政にて各CAP（県）の協議枠組み（Cadre de Concertation）として予算化されている200万Fcf/a/年以内かつ各コミュニティ・CAPが自主的に開催できるよう、費用的・人的コストを軽量化できるよう改善点を整理する。整理した改善点に関しては、C/Pや各アクター及び学校運営委員会関係者とワークショップを通じて協議を行い、改善版モデルを構築する。構築したモデルについては、試行活動を実施した上で実施マニュアルとして最終化し、C/Pと正式に合意する。可能な限り2024/25学年度には実施マニュアルをもとに本格実施できるよう業務計画を検討すること。

（想定されるワークショップ開催規模）

日数・回数： 2～3日×2～3回程度

対象者： 中央技術部会、対象CAP・コミュニティ局長及びCGS担当官、その他モニタリング・支援に係る関係者

留意事項： PACGS2で実施したワークショップの内容に留意し、改善点や変更点を明確に示しつつ、既の実績のある活動を尊重した内容とすること

なお、改善版モデルの構築にあたっては、オンラインや視聴覚教材の活用を積極的に検討すること。特に、前述の留意点の通り、技術支援を担う人材の渡航が制限された中でのモニタリングを想定し、オンラインによる遠隔アクセスや視聴覚教材による質の均一性等の特性を活用すること。具体的には、PACGS2で調達した各CAPのオンライン会議用機器を積極的に活用し、プロジェクト終了後の本機器の維持管理体制や、他地域への拡大展開時の機器調達有無を含めた方策についても検討に含める。

また、マリ国内では現在国内避難民（IDP）が増加し、本プロジェクトの対象地域も含め、IDP及びホストコミュニティに対する支援ニーズが高まりつつある。そのため、本プロジェクトでは従来の行政官・視学官による巡回モニタリングにおいてIDPホストコミュニティを優先的に訪問したり、CGS及びPMAQ活動にIDPの参加も保障したりすることで、IDP及びそのホストコミュニティを積極的に支援する。加えて、フォーラム・アプローチを活用してIDP及びホストコミュニティ間の信頼関係醸成に係る活動を検討する等、マリ国内の平和構築に貢献するアプローチも検討する。なお本件については、前述のUNICEF連携案件において展開も検討していることから、プロジェクト開始後1年以内を目途に検討を進めつつ、検討結果によってはプロジェクトの枠組みの変更の可能性も含めてJICAと協議を行う。

## 12. 改善版 CGS モニタリング・支援モデルの実施に係る AE・CAP の技術的支援を行う（活動 1-3）

活動 1-2 で構築した改善版モデルの実施に関し、AE・CAP への研修及び技術的支援を行う。対象として想定される AE・CAP 及び CGS 関係者は下記の通り。目安としては、導入研修及び CG-JICA 開催のための準備支援を含め、3 日間程度量の技術的支援を事業期間中全 5 回程度とするが、より効果の高い研修計画があれば提案すること<sup>17</sup>。人事異動等で人数や対象者に変動がある場合は柔軟に対応すること。

【州教育事務所 (Académies d' Enseignement : AE)】

- 2 AE (カティ、ジョイラ)
  - AE 長 2 名、フォーカルポイント 2 名

【県教育事務所 (Centres d' Animation Pédagogique : CAP)】

- 4 CAP (ノソング、マッシギ、ジョイラ、ファナ)
  - CAP 長 4 名、指導主事 8 名

【CGS / 小学校 (Écoles du cycle fondamental 1)】

- 373 CGS 及び 373 小学校 (公立校・コミュニティ校)
  - ファナ CAP 内 112 校、ノソング CAP 内 48 校、ジョイラ CAP 内 118 校、マッシギ CAP 内 95 校
- CGS 委員 2,600 名 (学校長・CGS 代表・教職員含む)
  - ファナ CAP 内 814 名、ノソング CAP 内 359 名、ジョイラ・マッシギ CAP 内 1,427 名

【成果 2 (学校運営委員会による持続的な学習の質改善活動のためのツールが整備される。)に係る業務】

## 13. PMAQ 算数学習ツール (仏・国語) を作成する (活動 2-1)

活動 1-1 で実施した調査分析結果に基づき、PACGS2 で開発し承認を得た算数ドリルを改善する形で、適宜教材作成ワークショップを開催して各関係者との協議・共同作業を実施し、PMAQ の持続的実施のための算数学習ツールを作成する。対象は PACGS2 同様初等 1~4 年生分とする。

算数学習ツールは、PACGS2 で開発したドリルは子どもが一人一冊ずつ利用することを想定した内容であり、印刷・配布の観点から持続的な PMAQ 活動の実施に際して課題となることから改善を施すものである。詳細計画策定調査時点ではファシリテーターが補習時に利用する出題集を想定している

---

<sup>17</sup> 研修計画につきプロポーザルにて提案すること。なお現時点で目安として示す以外の研修規模が想定可能な場合には積極的に提案すること



が、ベースライン調査及び各関係者との協議に基づき、最適な形態を検討・提案すること。なお詳細計画策定調査時の議論では、低学年の子どもは特に出題内容を各自で書き写して学習することが難しいとファシリテーターから懸念が示されている。一方で、PACGS2 終盤で実施したセネガル共和国「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ 2」の視察及び意見交換にて、C/P には出題集を介した介入（出題集からノートへの書き写し方式）の事例が既に共有されている。

（想定されるワークショップ開催規模）

日数・回数： 1日×2～3回程度

対象者： 中央技術部会、教育省強化局（DNP）、その他関係者

留意事項： ACA（ファシリテーター）及び対象 CAP・コミュニケーション局長・CGS 担当官の出席またはヒアリングを伴うこと

#### 14. PMAQ 算数学習ツールの視聴覚ガイド（仏・国語）を作成する（活動 2-2）

活動 2-1 で作成した算数学習ツールが適切に管理・活用され、子どもの学習の質が改善されるよう、手引書としてガイドを作成する。ガイドに関しては、質の統制及び再現性の観点から、動画等の視聴覚ガイドを想定し、PACGS2 で作成されたファシリテーター用映像教材を積極的に活用すること。ただし、PACGS2 のファシリテーター用映像教材はドリルを利用した補習活動を前提としていたため、本プロジェクトで持続性を強化した学習ツールを使用する内容に変更する。また、人員交代により新たなファシリテーターとなったボランティアが個々で活用したり、各地域のファシリテーターが経常的・継続的に自己研鑽したりすることに加え、活動 2-3 をはじめとした講師研修等でも使用することを想定する。

（想定されるワークショップ開催規模）

日数・回数： 1日×2～3回程度

対象者： 中央技術部会、教育省強化局（DNP）、その他関係者

留意事項： ACA（ファシリテーター）及び対象 CAP・コミュニケーション局長・CGS 担当官の出席またはヒアリングを伴うこと

#### 15. PMAQ 算数学習ツールの視聴覚ガイドを利用した講師研修（CT・CAP・AE 対象）と CGS 研修を実施する（活動 2-3）

活動 2-2 で作成した視聴覚ガイドを活用し、コミュニケーション・CAP・AE に対する講師研修を実施する。また、CAP・AE による同ガイドを活用した CGS 及びファシリテーター研修の実施を支援する。

（想定される講師研修実施規模）

日数： 3日間程度

対象者： 対象 CAP の CAP 長及び指導主事、AE 長及び CGS 担当官（25 名程度）

（想定される CGS 委員研修）

日数・回数： 3 日間程度×各 CAP

対象者： 各 CAP の CGS 委員（1500 名程度）

（想定されるファシリテーター研修）

日数・回数： 3 日間程度×各 CAP

対象者： 各 CAP の ACA ファシリテーター（700 名程度）留意事項： PACGS2 で実施したワークショップの内容に留意し、改善点や変更点を明確に示しつつ、既の実績のある活動を尊重した内容とすること

#### 16. 作成したツールを利用した PMAQ 活動の実施をモニタリング・支援する（活動 2-4）

各 CGS 及びファシリテーターが実施する PMAQ 活動につき、成果 1 を通じて構築したモデルによりモニタリング・支援を行う。

#### 17. PMAQ 算数学習ツール（仏・国語）の正式承認を得る（活動 2-5）

作成した PMAQ 算数学習ツール、その手引きを示す視聴覚ガイド、及び成果 1 を通じて構築した改善版 CGS モニタリング・支援モデルにつき、先方実施機関の正式承認を得る。承認にあたっては、適宜教材作成（承認）ワークショップの開催を検討する。

（想定されるワークショップ開催規模）

日数・回数： 1 日×1~2 回程度

対象者： 中央技術部会、教育省強化局（DNP）、その他関係者

留意事項： 前述 13, 14 の教材作成ワークショップと並行・合併して実施する可能性も検討可

## 第 8 条 報告書等

### 1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務完了報告書とし、技術協力成果品を添付するものとする。また、ベースライン及びエンドライン調査については、この目的で収集したスクリーニング済みのデータセットについても併せて提出すること。

最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 1 部、 電子データ
ワークプラン	2023 年 7 月頃	和文 1 部、 仏文 1 部、 電子データ
モニタリングシート No. 1	2024 年 1 月頃	和文 1 部、 仏文 1 部、 電子データ
モニタリングシート No. 2	2024 年 7 月頃	和文 1 部、 仏文 1 部、 電子データ
モニタリングシート No. 3	2025 年 1 月頃	和文 1 部、 仏文 1 部、 電子データ
モニタリングシート No. 4	2025 年 7 月頃	和文 1 部、 仏文 1 部、 電子データ
プロジェクト業務完了報告書	2026 年 4 月頃	和文 2 部、 仏文 3 部、 電子データ

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

各報告書の記載項目案は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）と業務従事者で協議・確認する。

(1) ワークプラン

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクトの実施体制（CPN の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースラインの設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑨ その他必要事項

## (2) モニタリングシート

技術協力プロジェクトモニタリングシート記載項目の通り。C/P を含む関係者と共に作成し、6 カ月ごとに更新を行うとともに JICA へ提出する。

## (3) プロジェクト業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度（運営指導調査時の概要等）
- ⑤ 上位目標の達成に向けた提言
- ⑥ 添付資料
  - (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
  - (イ) 業務フローチャート
  - (ウ) 詳細活動計画（WBS 等を活用）
  - (エ) 専門家派遣実績（要員計画）
  - (オ) 研修員受入実績（国別研修を実施した場合）
  - (カ) 機材調達実績（引き渡しリストを含む）
  - (キ) その他活動実績

## 2. 技術協力成果品等

業務従事者が直接作成する以下の資料を提出する。なお提出にあたっては、それぞれ完成年次のモニタリングシート或いは業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1) ベースライン調査報告書
- (2) エンドライン調査報告書
- (3) 改善版 CGS モニタリング・支援マニュアル
- (4) PMAQ 算数学習ツール
- (5) PMAQ 算数学習ツールの視聴覚ガイド
- (6) PMAQ ファシリテーター研修マニュアル

### 3. コンサルタント業務従事月報

現地・国内における従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告書を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）に提出する。なお、先方実施機関と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA 本部に報告するものとする。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 活動写真
- (3) WBS (Work Breakdown Structure)
- (4) 業務フローチャート（計画と実績）

### 4. 収集資料

プロジェクト終了時に、業務実施期間中に収集した資料、データ、及びリスト一式（JICA 図書館の提携様式）を提出する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	フォーラム・アプローチを活用したコミュン CAP 連絡協議会の軽量化策	第6条 実施方針及び留意事項 2. フォーラム・アプローチを活用したコミュン CAP 連絡協議会 (CC-JICA)
2	学習の質改善モデルの自立発展性強化策	第6条 実施方針及び留意事項 3. 学習の質改善モデル (PMAQ)
3	本プロジェクトによる平和構築アプローチ案	第6条 実施方針及び留意事項 6. 平和構築アプローチ
4	本プロジェクトにおける ICT 活用案	第6条 実施方針及び留意事項 7. ICT 活用
5	EPSON 社プロジェクター活用案	第6条 実施方針及び留意事項 8. EPSON 連携
6	広報計画案	第6条 実施方針及び留意事項 10. その他の留意事項 (4) 広報活動
7	他国との経験共有案	第6条 実施方針及び留意事項 10. その他の留意事項 (8) 他国との経験共有
8	セネガル渡航計画	第7条 業務の内容 1. ワークプランの作成
9	ベースライン調査の対象校属性・サンプル数	第7条 業務の内容 7. CGS の成果、モニタリング及び支援体制の機能状況に係る調査・分析を行う (活動 1-1)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
類似業務：学校運営改善を通じた教育改善に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - 業務主任者／コミュニティ協働型学校運営改善
  - 活動モニタリング／視聴覚教材開発
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 18.00 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／コミュニティ協働型学校運営改善）】

- ① 類似業務経験の分野：コミュニティ協働型学校運営改善に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：マリ国及び全途上国
- ③ 語学能力：仏語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：活動モニタリング／視聴覚教材開発】

- ① 類似業務経験の分野：活動モニタリング或いは視聴覚教材開発に係る各

種業務

- ② 対象国及び類似地域：マリ国及び全途上国
- ③ 語学能力：仏語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年6月に業務を開始し、2026年4月にプロジェクト業務完了報告書を提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 18.00 人月（現地：8.00人月、国内10.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/コミュニティ協働型学校運営改善（3号）
- ② 活動モニタリング/視聴覚教材開発（3号）

#### 3) 渡航回数を目途 全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありませんが、治安情勢等により渡航回数の削減を求める場合もございます。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査、エンドライン調査（第7条 7、9）
- 改善版 CGS モニタリング・支援モデルの構築ワークショップ（第7条 11）
- 改善版 CGS モニタリング・支援モデルの実施支援（第7条 8）
- 各 CGS による PMAQ 活動の計画・実施に係るモニタリング・支援（第7条 12、16）
- プロジェクト成果共有会開催支援（第7条 10）
- PMAQ 算数学習ツール及び視聴覚ガイドを利用した研修実施支援（第7条 15）
- PMAQ 算数学習ツール、視聴覚ガイド及び改善版 CGS モニタリング・支援モデルの改訂・承認ワークショップ（第7条 13、14、17）
- 上記の他、バマコ特別区内にて実施する活動

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- マリ国学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2事業完了報告書
- 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting: M/M)
- 討議議事録 (Record of Discussion: R/D)



## 2) 公開資料

- マリ共和国学校運営委員会支援プロジェクト実施協議報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000246402.html>
- マリ共和国学校運営委員会支援プロジェクト終了時評価報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012085.html>
- マリ共和国学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2 実施協議報告書  
(付：詳細計画策定調査報告書)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011702.html>
- アフリカ地域プロジェクト研究「コミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』のための読み書き・計算モデルの開発・スケールアップ」業務完了報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047362.html>
- マリ国教育開発 10 カ年プログラム (Programme Decennal de Developpement de l' Education et de la Formation Professionnelle Deuxieme Generation: PRODEC2)  
[https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/mali-prodec2\\_2019-2028.pdf](https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/mali-prodec2_2019-2028.pdf)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。執務スペース、及び執務スペースにて利用する家具・事務機器・Wi-Fiに関しては、渡航都度借用の可能性も踏まえ、定額計上としています。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (*語⇔*語)	無
3	執務スペース	確認中
4	家具 (机・椅子・棚等)	確認中
5	事務機器 (コピー機等)	確認中
6	Wi-Fi	確認中

## (6) 安全管理

業務従事者は、業務実施に際して安全対策についても万全を期す必要があります。特に安全対策に関するJICAセネガル事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全官基準を厳守してください。現地の治安状況については、在マリ日本国大使館やJICAセネガル事務所などを通じて十分な情報収集を行うとともに、日常的に治安情報の収集に努めてください。また、緊急時の連絡体制については、特に万全を期してください。JICAセネガル事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意してください。現地における安全管理体制はプロポーザルに記載してください。

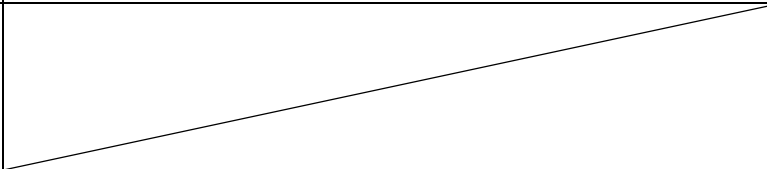
なお、2023年2月時点のJICA安全対策措置は下記の通りです。

【マリ】

地域	渡航措置	行動規範
バマコ特別区	業務渡航：禁止 一般渡航：禁止	従前よりバマコ特別区に生活上の本拠を有し、業を営む「ローカル人材」が、左の地域内において類似の業務を実施する場合は、本措置の対象外とする。この場合、当該人材の業務計画を、予めセネガル事務所に届け出ること。
上記以外の全域	業務渡航：禁止 一般渡航：禁止	ローカル人材による渡航についても禁止とする。ただし、従前から左の区分の地域に居住し、業を営むローカル人材が、その他において（＝渡航を伴わず）類似の業務を実施する場合は、個別に安全管理部長が是非を判断する。

【セネガル】

地域	渡航措置	行動規範
セネガル渡航全般の共通事項	業務渡航・一般渡航共通	<p>【セネガル渡航のための事前準備】</p> <p>(1)原則として2週間前までにセネガル事務所へ連絡し、承認申請を行うこと。</p> <p>(2)承認申請時は、滞在予定ホテル情報、セネガルで通じる携帯電話番号も連絡すること。</p> <p>※全渡航について必ず渡航前に外務省「たびレジ」登録を行う。</p> <p>※全渡航について必ず渡航前に安全対策研修を受講する。</p> <p>※全渡航について必ず渡航前に緊急連絡先・メーリングリストへの登録情報を提供する。</p> <p>※3か月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出する。</p> <p>【セネガル全土での禁止事項】</p> <p>(1)日没以降夜明前の都市間移動</p> <p>(2)バイクの二人乗り及びバイクタクシーの利用</p> <p>(3)タクシーの相乗りやヒッチハイク</p> <p>※都市間移動のためのセットプラス・キャトルプラス・乗合タクシーの利用は可とする。</p> <p>【セネガル全土での行動規範】</p> <p>(1)「セネガル国安全対策マニュアル」の遵守</p> <p>(2)セネガル国内で通じる携帯電話の携行</p> <p>【セネガル国内での宿泊及びイベント会場の選定について】</p> <p>(1)宿泊先</p>

	<p>ホテルはJICA事務所が安全を確認したホテルとすること。</p> <p>(2) イベントの開催</p> <p>【JICAが主催のイベント】</p> <p>ホテルでイベントを主催する場合は、JICA事務所が安全状況を確認したホテルを使用すること。</p> <p>【JICAが共催のイベント】</p> <p>JICAが共催のイベントについては、JICA事務所が安全状況を確認したホテルを使用することを推奨する。</p> <p>【セネガル安全ブリーフィングに関して】</p> <p>(1) 1週間以上滞在予定で、下記の条件に当てはまる関係者は、セネガル事務所から安全ブリーフィングを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めてセネガルに渡航する関係者</li> <li>・前回セネガルで安全ブリーフィングを受けた時から1年以上空白がありセネガルに渡航する関係者</li> </ul> <p>【州をまたぐ国内移動に係る申請】</p> <p>(1) ボランティア以外の関係者は、業務による国内移動の際、専門家等出張移動届を移動日の3営業日前（特別な規定のある地域については5営業日前）までに事務所に提出し承認を得る。また、同州内の移動であっても宿泊を伴う場合についても申請し承認を得る。</p>	
<p>ダカール国際空港（ブレーズ・ジュニユ国際空港）</p>	<p>&lt; 第三国からの渡航者 &gt;</p>	<p>【ダカール国際空港に関する行動規範】（1）空港滞在は、最低限の時間にとどめる。（2）夜間のダカール県－国際空港間の移動は、下記の移動手段を使用する。① 旅行会社等の空港送迎サービス ② Dakar Dem Dikk の高速道路使用・全席指定空港直通バス ③ 空港タクシー乗り場のタクシー ④ レンタカー会社の車両 ⑤ 自家用車（3）夜間の都市間移動は禁止としているが、高速道路利用を条件とし、ダカール 県－ダカール国際空港間及びティエス市－ダカール国際空港間のみ例外的に可とする。</p>
<p>カザマンス地方</p>	<p>業務渡航：禁止 一般渡航：禁止</p>	
<p>ジガンシヨール市</p>	<p>業務渡航：在外事務所長承認 一般渡航：禁止</p>	<p>【ジガンシヨール市渡航のため事前準備】（1）ジガンシヨール市に渡航予定の全関係者は、5 営業日前までにセネガル事務所 へ連絡し、承認申請を行うこと。（2）承認申請時は、滞在予定ホテル情報、セネガルで通じる携帯電話番号も連絡 すること。</p> <p>【ジガンシヨール市での行動規範】「セネガル渡航全般の共通事項」の欄の記載事項に加え、以下の留意</p>

		<p>事項を遵守する。(1)ジガンシヨール市への渡航は、ダカールを起点とし、往復航空機を利用すること。(2)パスポートを携行すること。(3)1週間以上の滞在の場合、衛星携帯電話を携行すること。(4)ジガンシヨール市内の移動範囲は以下のとおり。①北(Bignona 方面)：カザマンス川に架かる橋(Pon Emille Badiane)まで②南(Mpak、ギニアビサウ方面)：Kantène 村との境界(Mpak まで 13kmの地点)まで③東(Kolda 方面)：Boutout 村との境界まで④西(Oussouye、Cap Skiring 方面)：Djibélor 村との境界まで(5)ジガンシヨール市内の以下の地区には夜間立ち入らないこと。①LINDIANE ②TILENE ③GOU MEL ④GRAND DAKAR ⑤NEMA II ⑥DIABIR(6)1週間以上の滞在の場合、緊急時に備え、3日分の水と食料を備蓄すること。(7)JICA 事務所が安全状況を確認したホテルに滞在すること。(8)JICA 関係者は、緊急退避時を除き、カザマンス地方におけるジガンシヨール 市外の陸路移動は不可とする。</p> <p>【ジガンシヨール市からの緊急退避に関する行動規範】(1)情勢に応じて、緊急時の陸路退避に備え、渡航前のガンビア査証取得をセネガル事務所が指示する場合がある。(2)緊急時は、ジガンシヨール市内の安全な場所で待機し、空港への安全が確認されたら空路にてダカールへ退避すること。(3)空路による退避が不可能の場合は、治安機関護衛車両によるエスコートをセノバ(セディウ州セネガル国境)までつけ陸路で退避すること。退避経路は、ジガンシヨール～セノバ間の国道 N4(トランス・ガンビア・ハイウェイ。140km、約2時間)とし、夜間の移動は禁止とする。(4)カオラック州に到達するまで1時間毎に安否連絡を行うこと。加えて、セネガル/ガンビア国境(セディウ州セノバ及びカオラック州クール・アイブ)通過時に、JICA セネガル事務所へ安否連絡を行うこと。</p>
マリ国境沿い地域	業務渡航：安全管理部長承認 一般渡航：禁止	<p>【当該地域渡航のため事前準備】(1)セネガル事務所を通じて渡航先の治安状況、渡航の可否にかかる確認を行う。当該地域滞在を最小限とし、極力渡航しない形で、行動規範に即した計画を立てる。(2)出発の5営業日前までに安全管理部に承認申請を行う。同地域へ渡航する場合は、なるべく前広に安全管理部に連絡すること。(3)当該地域滞在中は最小人数で極力滞在時間を短くする。【当該地域での行動規範】下記の対策を取ることを渡航の要件とする。①該当地域に関連する移動日、起点都市出</p>

		<p>発時・最終目的都市到着時に安否報告を行うこと。  ②携帯電話及び衛星携帯電話を携帯すること。③行き先や時間帯のパターン化は可能な限り避け、行動を察知されないよう努める。④金採掘サイトや治安機関への接近を避ける。</p>
タンバクンダ州 モーリタニア国境沿い	<p>業務渡航：在外事務所長承認  一般渡航：禁止</p>	<p>同地域への渡航は極力見合わせる。やむを得ず渡航の要がある場合は人数、滞在地域、渡航期間を極力少なくするとともに、承認時に在外事務所長より指示のある安全対策措置を講ずること。【当該地域渡航のため事前準備】（１）当該地域に渡航予定の全関係者は、5 営業日前までに地方渡航に係る申請を行いセネガル事務所の承認を得ること。（２）当該地域の移動については同州内であっても移動届中に全渡航先を記載すること。（３）申請時は、滞在予定ホテル情報、セネガルで通じる携帯電話番号も連絡すること。【当該地域渡航のため行動規範】下記の対策を取ることを渡航の要件とする。①該当地域に関連する移動日、起点都市出発時・最終目的都市到着時に安否報告を行うこと。②衛星携帯電話を携帯すること。③金採掘サイトや治安機関への接近を避ける。</p>
上記以外のマリ、モーリタニア国境沿い地域	<p>&lt; 第三国からの渡航者 &gt;  業務渡航：在外事務所長承認  一般渡航：在外事務所長承認  &lt; セネガル派遣中の関係者 &gt;  業務渡航：在外事務所長承認  一般渡航：在外事務所長承認</p>	<p>業務渡航・一般渡航共通 【当該地域】（１）サンルイ州一部（ポドール以東）、マタム州のセネガル/モーリタニア国境付近（国道 2 号線より以北）（２）タンバクンダ州タンバクンダ市以東（タンバクンダ市含む）（３）ケドゥグ州（全域）【当該地域渡航のため事前準備】（１）当該地域に渡航予定の全関係者は、5 営業日前までに地方渡航に係る申請を行いセネガル事務所の承認を得ること。（２）当該地域の移動については同州内であっても移動届中に全渡航先を記載すること。（３）申請時は、滞在予定ホテル情報、セネガルで通じる携帯電話番号も連絡すること。【当該地域渡航のため行動規範】下記の対策を取ることを渡航の要件とする。①該当地域に関連する移動日、起点都市出発時・最終目的都市到着時に安否報告を行うこと。②衛星携帯電話を携帯すること。③金採掘サイトや治安機関への接近を避ける。</p>
上記以外のセネガル国全域	<p>&lt; 第三国からの渡航者 &gt;  業務渡航：在外事務所長承認  一般渡航：在外事務所</p>	<p>業務渡航・一般渡航共通 【事前準備】「セネガル渡航全般の共通事項」の欄を参照。【行動規範】「セネガル渡航全般の共通事項」の欄を参照。</p>

	長承認 < セネガル派 遣中の関係 者 > 業務 渡航：注意 喚起 一般 渡航：注意 喚起	
--	--	--

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件についてはプレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月 - 2023年4月追記版（以下同じ））を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

## 【上限額】

144,104,000円（税抜）

なお、定額計上分 29,283,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 7) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

### （4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第2章 特記仕様書案 第8条 報告書等	800,000円	作成した資料の翻訳・校閲に係る費用	一般業務費
2	ベースライン調査費	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容	1,680,000円	本プロジェクトが実施するベースライン調査の支援（調査ツール作成支援、調査実施支援、調査結果の整理・データ入力・報告）	再委託費
3	エンドライン調査費	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の	1,680,000円	本プロジェクトが実施するエンドライン調査の支援（調	再委託費

		内容		査ツール作成支援、 調査実施支援、調査 結果の整理・データ 入力・報告)	
4	執務室（会議 室）利用費	第3章 プロポ ーザル作成に 係る留意事項 2. 業務実施上 の条件 (5) 対象国の便 宜供与	3,000,000円	執務スペースとし て使用する会議室 等の利用費、WiFi・ インターネット接 続費、必要な家具、 事務用品、インフラ の借用/購入費	一般業務費
5	セネガル出張 費	第2章 特記仕 様書案 第6条 実施方 針及び留意事 項	22,123,000円	C/Pの日当、航空賃、 海外旅行保険、レン タカー代	一般業務費

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、  
提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒ダカール

(7) セネガルへのC/P渡航費について

本プロジェクトは、第6条「4. 安全対策措置」に記載の通り、C/Pや現地再委託先  
を中心とした中央技術部会の人材が定期的にセネガルへ招に渡航し、日本人専門  
家との共同業務を実施することを想定しています。そのため、本渡航に係るC/P費  
用については一般業務費に計上してください。

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。  
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表



## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/コミュニティ協働型学校運営改善</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>活動モニタリング/視聴覚教材開発</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上